

○ガス漏れ及び爆発事故防止に関する業務協定

(目的)

第1条 この協定は、消防法（昭和23年法律第186号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）等の関係法令に定めるもののほか、大洲市・喜多郡内における液化石油ガスに起因する火災・爆発および漏洩等の事故を未然に防止するとともに災害が発生した際、これを早期に鎮圧し、被害を最小限に防止することを目的として、大洲地区広域消防事務組合（以下「消防署」という。）と別表によるガス販売事業所（以下「ガス事業者」という。）が相互に協力するために必要な事項を定めるものとする。

(災害予防活動)

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

(1) 連絡会議の開催

消防署とガス事業者は、この協定を円滑に運用するため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(2) ガス漏れ等の連絡方法の周知徹底及び合同訓練の実施

消防署及びガス事業者は、ガス漏れ等の緊急時における消防署及びガス事業者への連絡方法について、ガス使用者その他関係者に対し周知徹底を図るとともに、協力して随時これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

(災害防ぎょ活動)

第3条 災害を防ぎょするための実施事項は次のとおりとする。

(1) 連絡会議の開催

消防署及びガス事業者は、相互の連絡通報体制を別紙1のとおり確立し、必要な緊急措置をとるものとする。

(2) ガス事業者の初動体制

ガス漏れ等の緊急事案発生時に備え、いかなるときも速やかに対応できる体制を整えておくものとする。

(3) ガス事業者の出動

特別な場合を除き、最初に通報を受けたガス事業者があたるものとする。

(4) ガス漏れ等の現場における消防署とガス事業者との連携体制

消防署及びガス事業者の現場活動は、人命の救助及び事故の拡大、爆発等二次災害の防止に重点を置くものとし、連携してガス測定を行い、事故の危険実態を迅速に把握するものとする。

(緊急時のガス遮断)

第4条 ガス遮断は、原則としてガス事業者が行うものとするが、ガス漏れ等の現場に消防隊がガス事業者よりも先に到着した場合等で、消防隊現場責任者が緊急に措置する必要があると認め遮断可能な場合は、消防隊がガスの供給遮断を行うものとする。

2 供給遮断後のガス供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、再開時期等の決定について両者が協議し供給操作はガス事業者が行うものとする。

(報告)

第5条 出動したガス事業者は、事故の概要及び現場で行った措置内容その他必要事項を支部長及び消防長に報告するものとする。

(雑則)

第6条 この協定によるもののほか、必要な事項については関係者協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 ガス漏れ及び爆発事故防止対策に関する申し合わせ書（昭和56年締結）は、廃止する。
- 3 この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、関係者記名押印のうえ各1通を保管する。

平成6年9月27日

大洲地区広域消防事務組合 消防長

(財)愛媛県エルピーガス保安協会大洲支部 支部長